

## 第120回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2022年6月29日(水曜日) 午前10時

**開催場所** 川崎市川崎区塩浜一丁目1番1号  
当本社会議室

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただくようご推奨申し上げます。書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 目次

・招集ご通知	1
・議決権行使等についてのご案内	3
・株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	
第5号議案 役員賞与支給の件	
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件	
第7号議案 取締役(監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
・事業報告	25
・計算書類	47
・監査報告	51



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/7246/>



証券コード 7246  
2022年6月7日

株主の皆様へ

川崎市川崎区塩浜一丁目1番1号  
**プレス工業株式会社**  
代表取締役社長 **美野 哲司**

## 第120回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

**なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただくようご推奨申し上げます。書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

### [書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

なお、保護シールを同封しておりますので、ご返送の際にご活用ください。

### [インターネット等による議決権行使の場合]

＜インターネットによる議決権行使について＞

4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

<p><b>1 日 時</b></p>	<p>2022年6月29日（水曜日）午前10時</p>
<p><b>2 場 所</b></p>	<p>川崎市川崎区塩浜一丁目1番1号  <b>当本社会議室</b>  <small>（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）</small></p>
<p><b>3 株主総会の 目的事項</b></p>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第120期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第120期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 剰余金処分の件      第2号議案 定款一部変更の件      第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件      第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件      第5号議案 役員賞与支給の件      第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件      第7号議案 取締役(監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</p>
<p><b>4 議決権行使等についてのご案内</b></p>	<p>3～4頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。</p>

- インターネットによる開示について
  - ・ 次の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
    - ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表 ②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
  - ・ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載する事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。  
 当社ウェブサイトのURL <https://www.presskogyo.co.jp/>
- 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、上記の当社ウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

**日時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

**場所** 川崎市川崎区塩浜一丁目1番1号 当本社会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後5時到着分まで

## インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後5時まで

議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。なお、インターネットにより重複して議決権を行使された場合も、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。また、書面とインターネットにより、議決権を二重に行行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とさせていただきます。

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含む。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる方法に代えて当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続はいずれも不要です。

記

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）。
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月28日（火曜日）の午後5時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら後記ヘルプデスクへお問合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
  - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
  - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
  - ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。
  - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1)パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。  
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関する  
お問合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 **0120-173-027**（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金処分の件

第120期の期末配当につきましては、当社の資本政策を踏まえたくうえで、当期の業績及び今後の資金需要等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

### (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10.5円（配当総額1,106,746,725円）といたしたいと存じます。

### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

### (ご参考：1) 当社の資本政策

当社グループは、事業活動を通じて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、必要な株主資本の水準を維持するとともに、株主への持続的・安定的な利益還元を基本方針とする。

総還元性向35%以上を中期的な目標に掲げる。

#### 1. 必要な株主資本水準の維持

成長投資、事業リスクへの対応力、格付け維持等を総合的に勘案し、財務の健全性を確保する。

#### 2. 配当政策

業績及び資金需要等を総合的に勘案し、各期の配当額を決定する。配当回数については、原則として年2回とする。

#### 3. 自己株式の取得等

経営環境変化に機動的に対応し、自己株式の取得・消却等、企業価値の向上につながる財務施策を実施する。

### (ご参考：2) 1株当たり配当金の推移

(単位：円、銭)

	第117期 (2019年3月期)	第118期 (2020年3月期)	第119期 (2021年3月期)	第120期(当期) (2022年3月期)
1株当たり中間配当金	6.50	6.50	0.00	9.50
1株当たり期末配当金	7.50	6.50	7.50	10.50(予定)
1株当たり年間配当金	14.00	13.00	7.50	20.00(予定)
連結配当性向	20.3%	38.0%	54.6%	30.2%(予定)
総還元性向	20.3%	56.7%	54.6%	46.9%(予定)

(注) 1. 当社は、第118期において、2019年6月27日開催の取締役会にて自己株式取得の決議を行い、2019年6月28日から2019年9月19日までの間に、東京証券取引所における市場買付けによる方法で1,500,000株の自己株式を総額703,198,000円で取得いたしました。

2. 当社は、第120期(当期)において、2021年11月5日開催の取締役会にて自己株式取得及び消却の決議を行い、2021年11月8日から2022年1月13日までの間に、東京証券取引所における市場買付けによる方法で2,994,700株の自己株式を総額1,199,964,200円で取得し、2022年3月31日をもって自己株式2,994,700株を消却いたしました。

## 第2号議案

## 定款一部変更の件

## 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）  <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>（電子提供措置等）  <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。  <b>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</b>に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附則 (新設)</p> <p>当社は、第114回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 当社は、第114回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u> 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>



## 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。


取締役候補者の選定にあたりましては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえて、取締役会が決定しております。


なお、監査等委員会における検討の結果、本議案の各候補者について適任である旨の意見を得ております。


取締役候補者は、以下のとおりであります。


候補者番号	氏名	新任・再任の別	当社における現在の地位及び担当	取締役会出席回数
1	美野 哲司 みの てっし	再任	代表取締役社長 社長執行役員 CEO 監査部担当	17回/17回 (100.0%)
2	村山 哲 むらやま さとる	再任	代表取締役副社長 副社長執行役員 CTO 経営企画部、事業企画部管掌 技術開発本部、生産本部、海外事業所管	17回/17回 (100.0%)
3	増田 昇 ますだ のぼる	再任	取締役 専務執行役員 生産本部長	17回/17回 (100.0%)
4	矢原 洋 やはら ひろし	再任	取締役 専務執行役員 総務部、人事部、労働部所管	17回/17回 (100.0%)
5	唐木 剛一 からき たけかず	再任	取締役 常務執行役員 CFO 経営企画部、事業企画部、経理部、 100年史編纂室所管	14回/14回 (100.0%)
6	清水 勇生 しみず ゆうき	再任	取締役 常務執行役員 業務本部長	14回/14回 (100.0%)
7	佐藤 昌彦 さとう まさひこ	再任	取締役 常務執行役員 技術開発本部長	14回/14回 (100.0%)


(注) 候補者唐木剛一、清水勇生及び佐藤昌彦の3氏は、2021年6月29日開催の第119回定時株主総会で選任されたため、取締役会の出席回数が他の取締役と異なります。


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 <p>み の てつし <b>美野 哲司</b> (1957年4月24日生)</p> <p>取締役会への出席状況 17回/17回 (100.0%)</p>	<p>1980年 4月 当社入社 2009年 4月 当社執行役員 2012年 4月 当社上席執行役員 2013年 4月 当社常務執行役員 2013年 6月 当社取締役、常務執行役員 2017年 6月 当社取締役、専務執行役員 2018年 6月 当社代表取締役社長、社長執行役員 現在に至る</p> <p>(担当) 監査部担当</p> <p>取締役候補者とした理由等 主に当社の営業・調達部門の要職を歴任し、2018年6月から代表取締役社長として当社及び当社グループ経営全般を担っております。その経験と高い見識に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>	105,100株


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	 <p>む ら や ま てつし <b>村山 哲</b> (1956年10月9日生)</p> <p>取締役会への出席状況 17回/17回 (100.0%)</p>	<p>1980年 4月 当社入社 2009年 4月 当社執行役員 2012年 4月 当社上席執行役員 2013年 4月 当社常務執行役員 2013年 6月 当社取締役、常務執行役員 2017年 6月 当社取締役、専務執行役員 2018年 6月 当社代表取締役専務取締役、専務執行役員 2019年 4月 当社代表取締役副社長、副社長執行役員 現在に至る</p> <p>(担当) 経営企画部、事業企画部管掌 技術開発本部、生産本部、海外事業所管</p> <p>取締役候補者とした理由等 主に当社の技術開発・生産部門の要職を歴任し、2018年6月から代表取締役専務取締役、2019年4月から代表取締役副社長として当社及び当社グループ経営を担っております。その経験と高い見識に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>	105,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	 ますだ のぼる <b>増田 昇</b> (1959年4月13日生)	1982年4月 当社入社 2015年4月 当社執行役員 2017年4月 当社上席執行役員 2018年4月 当社常務執行役員 2019年6月 当社取締役、常務執行役員 2022年4月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る	46,000株
		(担当) 生産本部長	
取締役会への出席状況 17回/17回 (100.0%)		取締役候補者とした理由等 主に当社の工機・工場部門を経験し、当社の工機事業及び生産業務に関する深い知見と実績を有しております。その経験と高い見識に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	 やばら ひろし <b>矢原 洋</b> (1960年4月7日生)	1984年4月 当社入社 2014年4月 当社執行役員 2016年4月 当社上席執行役員 2018年4月 当社常務執行役員 2020年6月 当社取締役、常務執行役員 2022年4月 当社取締役、専務執行役員 現在に至る	51,700株
		(担当) 総務部、人事部、労働部所管	
取締役会への出席状況 17回/17回 (100.0%)		取締役候補者とした理由等 主に当社の営業・調達・総務・人事部門を経験し、当社の営業・調達・総務・人事業務に関する深い知見と実績を有しております。その経験と高い見識に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	 <p>唐木 剛一 (1962年2月21日生)</p> <p>取締役会への出席状況 14回/14回 (100.0%)</p>	<p>1986年4月 当社入社 2016年4月 当社執行役員 2018年4月 当社上席執行役員 2020年4月 当社常務執行役員 2021年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る</p> <p>(担当) 経営企画部、事業企画部、経理部、100年史編集室所管</p> <p>取締役候補者とした理由等 主に当社の海外事業・経理部門を経験し、当社の海外事業・経理業務に関する深い知見と実績を有しております。その経験と高い見識に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>	36,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 再任	 <p>清水 勇生 (1962年6月25日生)</p> <p>取締役会への出席状況 14回/14回 (100.0%)</p>	<p>1986年4月 当社入社 2016年4月 当社執行役員 2018年4月 当社上席執行役員 2020年4月 当社常務執行役員 2021年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る</p> <p>(担当) 業務本部長</p> <p>取締役候補者とした理由等 主に当社の営業・調達部門を経験し、インドネシア子会社の経営に携わる等、営業・調達業務に関する深い知見と実績を有しております。その経験と高い見識に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>	39,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 再任	 <p>佐藤 昌彦 さとう まさひこ (1962年9月28日生)</p> <p>取締役会への出席状況 14回/14回 (100.0%)</p>	<p>1985年4月 当社入社 2017年4月 当社執行役員 2019年4月 当社上席執行役員 2020年4月 当社常務執行役員 2021年6月 当社取締役、常務執行役員 現在に至る</p> <p>(担当) 技術開発本部長</p> <p>取締役候補者とした理由等 主に当社の生産技術・技術部門を経験し、当社の技術開発・生産業務に関する深い知見と実績を有しております。その経験と高い見識に基づき、重要な業務執行の決定及び経営の監督を行っていただけると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>	28,400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社取締役、当社執行役員、国内・海外関係会社役員 (PK U.S.A., INC.を除く。) を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。
- ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- 各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定していません。

## 第4号議案

# 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。


つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者の選定にあたりましては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえて、取締役会が決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名	新任・再任の別 候補者属性	当社における 現在の地位及び担当	重要な兼職の状況	出席回数
1	さかの まさのり 坂野 正典	再任	取締役 (常勤監査等委員)		取締役会 17回/17回 (100.0%) 監査等委員会 12回/12回 (100.0%)
2	やまね やすお 山根 八洲男	再任 独立 社外	社外取締役 (監査等委員)		取締役会 17回/17回 (100.0%) 監査等委員会 12回/12回 (100.0%)
3	なかがわ おさむ 中川 治	再任 独立 社外	社外取締役 (監査等委員)	税理士法人NY Accounting Partners 統括代表社員 東光監査法人 代表社員 メディカル・データ・ビジョン株式会社 監査役 株式会社アクセスグループ・ホールディングス 社外監査役 ほけんの窓口グループ株式会社 社外監査役	取締役会 17回/17回 (100.0%) 監査等委員会 12回/12回 (100.0%)
4	ふるさと けんじ 古里 健治	再任 独立 社外	社外取締役 (監査等委員)	東京富士法律事務所 弁護士 日本大学法科大学院教授	取締役会 17回/17回 (100.0%) 監査等委員会 12回/12回 (100.0%)
5	あんどう ともち 安藤 知子	再任 独立 社外	社外取締役 (監査等委員)	関西ペイント株式会社 社外取締役	取締役会 17回/17回 (100.0%) 監査等委員会 12回/12回 (100.0%)

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 さかの まさのり <b>坂野 正典</b> (1960年9月4日生)	1984年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 2009年11月 ロシア三井住友銀行社長 2012年12月 株式会社三井住友銀行 グローバル・アドバイザリー部 部付部長 2016年1月 当社入社、資金部長 2020年6月 当社取締役(常勤監査等委員) 現在に至る	16,500株
		取締役候補者とした理由等 金融機関における国内外での長年の経験を通じ、財務・会計及び会社経営に関する豊富で幅広い見識を有しております。その経験と知見に基づき、当社経営の適切な監督を行っていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としております。	
	取締役会への出席状況 17回/17回(100.0%) 監査等委員会への出席状況 12回/12回(100.0%)		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任 独立 社外	 やまね やすお <b>山根 八洲男</b> (1948年10月24日生)	1975年4月 東芝機械株式会社(現芝浦機械株式会社) 入社 1985年4月 広島大学工学部助教授 1995年5月 同大学工学部教授 2001年4月 同大学大学院工学研究科教授 2005年7月 同大学大学院工学研究科長・工学部長 2009年4月 同大学理事・副学長 2013年4月 同大学大学院工学研究院特任教授 2015年6月 当社社外取締役 2016年4月 広島大学特任教授 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員) 現在に至る 2019年3月 広島大学特任教授 退任	一株
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 過去に経営に携わった経験はありませんが、国立大学法人の理事・副学長を歴任し、長年に亘り国立大学の工学部の教授職を務める等、技術面・人材育成での高い専門知識を有しております。その経験と知見に基づき、当社経営への適切な助言と監督を行っていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。また、当社グループと山根氏の間には、社外取締役として選任する以外の関係が無く、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の独立社外取締役選任基準の要件を満たしていることから、同氏と一般株主の間に利益相反が生じるおそれは無いと判断し、引き続き独立役員として指定しております。	
	取締役会への出席状況 17回/17回(100.0%) 監査等委員会への出席状況 12回/12回(100.0%)		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任 独立 社外	 <p>なかがわ おさむ <b>中川 治</b> (1968年7月27日生)</p> <p>取締役会への出席状況 17回/17回 (100.0%)</p> <p>監査等委員会への出席状況 12回/12回 (100.0%)</p>	<p>1993年10月 公認会計士・税理士山田淳一郎事務所 (現税理士法人山田&amp;パートナーズ) 入所</p> <p>1998年 9月 公認会計士中川治事務所開設 現在に至る</p> <p>2013年 3月 メディカル・データ・ビジョン株式会社 監査役 現在に至る</p> <p>2015年 6月 当社社外監査役</p> <p>2016年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) 現在に至る</p> <p>2018年 8月 株式会社アクセスグループ・ホールディングス 社外監査役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 税理士法人NY Accounting Partners 統括代表社員 東光監査法人 代表社員 メディカル・データ・ビジョン株式会社 監査役 株式会社アクセスグループ・ホールディングス 社外監査役 ほげんの窓口グループ株式会社 社外監査役</p> <p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 監査法人及び税理士法人で代表社員を歴任する等、公認会計士・税理士としての専門的見地と豊富な経験を有しております。その経験と知見に基づき、当社経営への適切な助言と監督を行っていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。また、当社グループと中川氏との間には、社外取締役として選任する以外の関係が無く、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の独立社外取締役選任基準の要件を満たしていることから、同氏と一般株主の間に利益相反が生じるおそれは無いと判断し、引き続き独立役員として指定しております。</p>	一株
	4 再任 独立 社外	 <p>ふるさと けんじ <b>古里 健治</b> (1968年8月3日生)</p> <p>取締役会への出席状況 17回/17回 (100.0%)</p> <p>監査等委員会への出席状況 12回/12回 (100.0%)</p>	<p>1996年 4月 虎ノ門法律事務所入所</p> <p>2000年 4月 東京富士法律事務所入所 現在に至る</p> <p>2008年 4月 日本大学法科大学院准教授</p> <p>2013年 4月 同大学法科大学院教授 現在に至る</p> <p>2016年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 東京富士法律事務所 弁護士、日本大学法科大学院教授</p> <p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 過去に経営に携わった経験はありませんが、法律事務所での豊富な経験を持ち、法科大学院での教授職を歴任する等、弁護士としての高い専門性を有しております。その経験と知見に基づき、当社経営への適切な助言と監督を行っていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。また、当社グループと古里氏の間には、社外取締役として選任する以外の関係が無く、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の独立社外取締役選任基準の要件を満たしていることから、同氏と一般株主の間に利益相反が生じるおそれは無いと判断し、引き続き独立役員として指定しております。</p>



候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任 独立 社外	 <p>あんどう ともこ <b>安藤 知子</b> (1959年7月18日生)</p>	<p>1996年12月 マスターフーズリミテッド入社 (現マースジャパンリミテッド) スナックフードマーケティング マーケティングマネージャー</p> <p>2006年1月 同社パーソネル&amp;オーガニゼーション ピープル・パイプラインマネージャー</p> <p>2008年8月 日本ロレアル株式会社入社 シニアHRマネージャー</p> <p>2011年3月 同社副社長、人事本部長 2016年5月 同社副社長、人事本部長 退任 2018年6月 当社社外取締役 (監査等委員) 現在に至る</p> <p>2019年6月 関西ペイント株式会社 社外取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 関西ペイント株式会社 社外取締役</p>	<p>一株</p>
	<p>取締役会への出席状況 17回/17回 (100.0%)</p> <p>監査等委員会への出席状況 12回/12回 (100.0%)</p>	<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>外資系の企業においてブランドマーケティングと戦略人事に関する経験等を積み、副社長を務める等グローバル企業における豊富な経験と高い見識を有しております。その経験と知見に基づき、当社経営への適切な助言と監督を行っていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、安藤氏は関西ペイント株式会社の社外取締役に就任されており、当社と当社との間には、塗装仕入の取引関係がありますが、当連結会計年度における取引額は当社連結売上高の0.1%未満、同社連結売上高の0.1%未満と僅少であり、また、同社は当社の株式を保有しておりますが、その持株比率は当社発行済株式総数の0.1%未満と僅少でありますので、同氏の独立性に影響を及ぼすものでないと判断しております。また、当社グループと安藤氏の間には、社外取締役として選任する以外の関係が無く、株式会社東京証券取引所定める独立性基準及び当社の独立社外取締役選任基準の要件を満たしていることから、同氏と一般株主の間に利益相反が生じるおそれは無いと判断し、引き続き独立役員として指定しております。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山根八洲男、中川 治、古里健治及び安藤知子の4氏は社外取締役候補者であります。
3. (1)山根八洲男氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。  
(2)中川 治及び古里健治の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。なお、中川 治氏は、監査等委員会設置会社移行前、当社社外監査役としての在任期間は1年となります。  
(3)安藤知子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 現在、当社と坂野正典、山根八洲男、中川 治、古里健治及び安藤知子の5氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。同5氏が再任された場合は、当社は、同5氏との間の上記損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
5. 現在、当社は山根八洲男、中川 治、古里健治及び安藤知子の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、同4氏が再任された場合は、改めて同4氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、当社取締役、当社執行役員、国内・海外関係会社役員 (PK U.S.A.,INC.を除く。)を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。  
ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。  
各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 安藤知子氏は、2022年6月に株式会社三越伊勢丹ホールディングスの社外取締役就任予定であります。

## (ご参考)

# 独立社外取締役選任基準

### 第1条 (目的)

本基準は、当社のコーポレートガバナンス体制の強化・充実のため、経営陣・支配株主等から独立した立場の社外取締役を選任する場合の基準について定義するものである。

### 第2条 (独立性に関する基準)

次のいずれかの項目に該当する場合、独立性を有さないものとする。

1. 当社グループの業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう。以下同じ。）
2. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
  - (1) 当社グループの主要取引先  
直近3事業年度における当社グループとの取引額が、当社又は当該取引先の連結売上高の2%を1事業年度でも超えた場合をいう。但し、当社取引先協会の加入企業は、取引額の多寡に関わらず全て主要取引先とする。
  - (2) 当社グループの主要借入先  
直近3事業年度末時点での当社グループにおける借入残高が、当社グループの連結総資産額又は借入先の連結総資産額の2%を1事業年度でも超えた場合をいう。
  - (3) 当社の大株主  
直近3事業年度において、1事業年度でも保有株式数上位10位以内であった場合をいう。
3. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
4. 当社グループから役員報酬以外に多額（直近3事業年度における平均支払額が1,000万円以上の場合をいう。）の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
5. 当社グループの幹事証券会社の業務執行者
6. 当社グループの株式持合先の業務執行者
7. 当社グループの業務執行者が現在又は過去3年以内に他の会社において社外役員に就任している又は就任していた場合における当該他の会社の業務執行者
8. 過去3年間に於いて上記2～6のいずれかに該当していた者
9. 上記1～7のいずれかに該当する者の二親等以内の親族
10. 上記1～9に関わらず、当社及び一般株主と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

### 第3条 (改廃機関)

本基準の改廃は、総務部が起案し、取締役会の決議により行う。

## (ご参考)

## 取締役のスキルマトリックス

当社の取締役会は、当社経営に必要な一般的スキル及び中長期経営上の重要スキルを有する人物により構成することとしております。

第3号及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の当社の取締役の構成やその有する専門性及び経験は以下のとおりとなります。

氏名	性別	在任年数	当社における地位	専門性及び経験								
				企業経営	営業・調達	技術・開発	生産	財務・会計	法務・リスク管理	人事・労務	海外事業	ESG
美野 哲司	男性	9年	代表取締役社長/社長執行役員	●	●				●	●	●	●
村山 哲	男性	9年	代表取締役副社長/副社長執行役員	●		●	●				●	●
増田 昇	男性	3年	取締役/専務執行役員	●		●	●					●
矢原 洋	男性	2年	取締役/専務執行役員	●	●				●	●	●	●
唐木 剛一	男性	1年	取締役/常務執行役員	●				●			●	●
清水 勇生	男性	1年	取締役/常務執行役員	●	●						●	●
佐藤 昌彦	男性	1年	取締役/常務執行役員	●		●	●				●	●
坂野 正典	男性	2年	常勤監査等委員/取締役					●				●
山根八洲男	男性	7年	監査等委員/社外取締役			●						●
中川 治	男性	7年	監査等委員/社外取締役					●				●
古里 健治	男性	6年	監査等委員/社外取締役						●			●
安藤 知子	女性	4年	監査等委員/社外取締役	●						●		●

※各取締役の「在任年数」につきましては、2022年6月29日定時株主総会終結時点の年数となります。山根八洲男氏の在任期間には2016年6月29日付監査等委員会設置会社移行前の社外取締役分の1年、中川 治氏の在任期間には同移行前の社外監査役分の1年を含んでおります。

## 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）7名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額140,400千円を支給したいと存じます。なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

当社の取締役報酬額につきましては、2016年6月29日開催の第114回定時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、本議案は、かかる年額報酬額とは別枠でご承認をお願いするものであります。

本議案につきましては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえて取締役会が決定しております。また、取締役会は本議案について、「取締役の報酬等に係る決定方針」（事業報告39～40頁ご参照）の内容に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、監査等委員会における検討の結果、本議案について妥当である旨の意見を得ております。

## 第6号議案

**取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件**

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2016年6月29日開催の第114回定時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、企業価値の持続的な向上への取り組みをさらに推進するため、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬を固定報酬及び業績連動型報酬である役員賞与から構成されるものとし、その報酬額を年額5億円以内に改定いたしたいと存じます。ただし、非業務執行取締役及び社外取締役は、独立性確保の観点から固定報酬のみとし、役員賞与の支給対象外といたします。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとしたと存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

また、本議案につきましては、上記の目的、当社の業況、当社の「取締役の報酬等に係る決定方針」（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述する（ご参考）欄（株主総会参考書類23～24頁ご参照）に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮のうえ、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえて取締役会が決定しております。

取締役会は、本議案について変更後の当該方針に沿うものであり、相当であると判断しておりますとともに、監査等委員会における検討の結果、本議案について妥当である旨の意見を得ております。

## 取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）となります。今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の金銭報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額60百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定することといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の「取締役の報酬等に係る決定方針」（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述する（ご参考）欄（株主総会参考書類23～24頁ご参照）に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮のうえ、委員の過半数を社外取締役に構成する指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえて取締役会が決定しております。

取締役会は、本議案について変更後の当該方針に沿うものであり、また、対象取締役に対して1年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数（2022年3月31日時点）に占める割合は0.3%以下であることから、相当であると判断しておりますとともに、監査等委員会における検討の結果、本議案について妥当である旨の意見を得ております。

なお、対象取締役が日本国内非居住者の場合には、本制度と同等の金銭報酬を支給することといたします。

また、本株主総会で本制度導入に関する議案が原案どおり可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

#### 【本割当契約の内容の概要】

##### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位（以下「当該地位」という。）を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

##### （2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当該地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当該地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当該地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

## 第6号議案及び第7号議案をご承認いただいた後の 取締役の報酬等に係る決定方針

<役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項>

当社は、業務執行取締役・非業務執行取締役・監査等委員である取締役の別に次のとおり役員報酬等の方針を定める。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、事業年度ごとに、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会における審議及び監査等委員会における意見決定を通じて、客観性・透明性の確保をはかるものとする。

<業務執行取締役の報酬等>

- 1 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬、業績連動型報酬（役員賞与・短期インセンティブ）及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬・中長期インセンティブ）の割合を考慮の上、決定する。なお、固定報酬、業績連動型報酬及び非金銭報酬の割合は、各種類の報酬についての決定方針を踏まえつつ、健全なインセンティブとして機能するよう適切に決定するものとする。
- 2 個々の業務執行取締役の報酬等の配分については、固定報酬及び業績連動型報酬（役員賞与）は株主総会で決議された総額の範囲内で取締役会が代表取締役社長に一任し決定し、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）は株主総会で決議された総額・株式数の範囲内で取締役会が各割当株式数を決定する。

<非業務執行取締役の報酬等>

- 1 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、非業務執行取締役の報酬等は、経営から独立した立場で助言・監督を行うため、独立性確保の観点から、固定報酬のみとする。
- 2 個々の非業務執行取締役の報酬等の配分については、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会が代表取締役社長に一任し決定する。

<監査等委員である取締役の報酬等>

- 1 当社の監査等委員である取締役の報酬等は、監査業務及び業務執行の監督等、その職務の適正性を確保する観点から、固定報酬のみとする。
- 2 個々の監査等委員である取締役の報酬等の配分については、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員の協議により決定する。

<固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針>

固定報酬については、役位ごとに定める基本報酬をベースとして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、金銭報酬限度額（固定報酬・役員賞与を含む）：年額5億円（2022年6月29日開催の第120回定時株主総会にて決議）、監査等委員である取締役については、報酬限度額：年額60百万円（2016年6月29日開催の第114回定時株主総会にて決議）の範囲内で決定のうえ月額で支給することとする。



<業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針及びその個人別の報酬等の決定に関する方針>

事業年度ごとに、業務執行取締役に対する業績連動型報酬（短期インセンティブ）として役員賞与の支給を検討し、支給する場合は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬限度額（固定報酬・役員賞与を含む）：年額5億円（2022年6月29日開催の第120回定時株主総会にて決議）の範囲内で決定のうえ毎年度一定の時期に支給することとする。

役員賞与総額については、事業年度ごとの業績等を勘案することとするが、役員賞与に係る主な参考指標は親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり年間配当金等とする。また、対象取締役については、役位及び個人ごとの貢献度を勘案のうえ支給することとする。

<非金銭報酬の算定方法の決定に関する方針及びその個人別の報酬等の決定に関する方針>

事業年度ごとに、業務執行取締役に対する非金銭報酬（中長期インセンティブ）として譲渡制限付株式報酬を支給する。

譲渡制限付株式報酬については、役位ごとに定める基準額をベースとして、年額60百万円以内・年30万株以内（2022年6月29日開催の第120回定時株主総会にて決議）の範囲内で各割当株式数を決定のうえ毎年度一定の時期に支給することとする。

以 上

(添付書類)

## 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内及び海外のトラック・建設機械需要は回復基調にあるものの、新型コロナウイルス感染再拡大や世界的な半導体不足等の部品供給制約により生産調整が発生し、事業活動に大きな影響を受けました。

このような状況のもと、当社グループにおいては、生産変動に柔軟に対応できる体制づくりと合理化活動を継続し、収益の確保に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,600億60百万円（前年同期は1,537億25百万円）となり、営業利益は124億24百万円（前年同期は47億64百万円）、経常利益は126億73百万円（前年同期は50億13百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は71億7百万円（前年同期は14億89百万円）となりました。

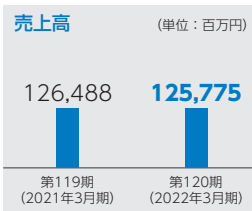
なお、当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計期間の期首より適用しております。そのため、売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益についての前年同期比（%）を記載しておりません。

		第119期 (2021年3月期)	第120期 (2022年3月期)
売上高	(百万円)	153,725	160,060
営業利益	(百万円)	4,764	12,424
経常利益	(百万円)	5,013	12,673
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,489	7,107

セグメント別の業績は次のとおりであります。

### 自動車関連事業

売上高  
**125,775**百万円



(自動車関連事業)

当セグメントにおける国内及び海外の事業環境及び業績は次のとおりであります。

#### 【国内】

普通トラックの国内需要は前年同期比8.6千台減の77.3千台、小型トラックの国内需要は前年同期比11.5千台減の74.5千台となりました。輸出は普通トラック・小型トラック合わせて前年同期に比べ増加したことにより、国内の生産に半導体供給不足等の影響はあるものの、前年同期に比べ増加しました。

#### 【タイ】

1トンピックアップトラックの国内需要は前年同期と同水準でしたが、輸出の増加により、TSPKグループの生産は前年同期に比べ増加しました。

#### 【米国】

半導体供給不足等による完成車メーカーにおける生産調整の影響があったものの、国内需要は回復基調であり、PK U.S.A.,INC.の生産は前年同期に比べ増加しました。

#### 【インドネシア】

商用車の国内需要・輸出の増加により、PT.PK Manufacturing Indonesiaの生産は前年同期に比べ増加しました。

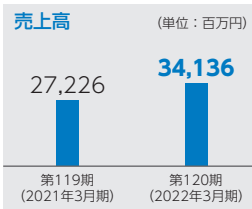
#### 【スウェーデン】

欧州での商用車需要は前年同期と同水準であるものの、受注製品が好調に推移したため、PRESS KOGYO SWEDEN ABの生産は前年同期に比べ増加しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,257億75百万円（前年同期は1,264億88百万円）となり、セグメント利益は138億52百万円（前年同期は69億77百万円）となりました。

### 建設機械関連事業

売上高  
**34,136**百万円



(建設機械関連事業)

当セグメントにおける国内及び海外の事業環境及び業績は次のとおりであります。

#### 【国内】

油圧ショベルの北米・欧州・アジア向け輸出の増加により、当社尾道工場及び協和製作所の生産は前年同期に比べ増加しました。

#### 【中国】

蘇州普美駕駛室有限公司 (PM CABIN MANUFACTURING CO.,LTD.) 及び普萊斯工業小型駕駛室 (蘇州) 有限公司 (PRESS KOGYO MINI CABIN (SUZHOU) CO.,LTD.) の生産は下半期の国内需要低迷及び地場メーカーのシェア拡大等により、前年同期に比べ減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は341億36百万円（前年同期は272億26百万円）となり、セグメント利益は16億97百万円（前年同期は9億50百万円）となりました。

## (2) 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を可能とするため、当社は株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行及び株式会社りそな銀行並びに株式会社横浜銀行と総額115億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

関係会社においては、米国子会社PK U.S.A.,INC.において、32百万ドルの貸出コミットメント契約を主要取引金融機関との間で締結しております。

## (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施しました当社グループの設備投資の総額は64億1百万円で、その主なものは次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社藤沢工場

工場附帯設備

当社藤沢工場

フレーム組立附帯設備

PK U.S.A.,INC.

アクスル生産設備

### ② 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の撤去、売却

蘇州普美駕駛室有限公司

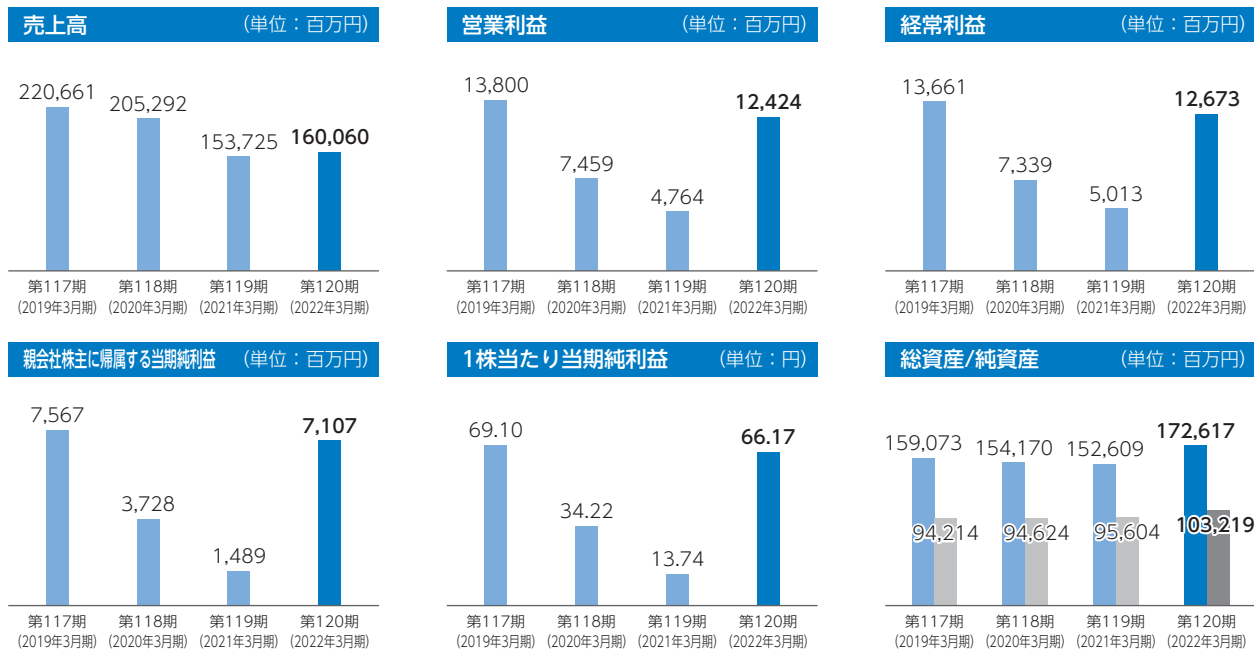
会社清算による資産除却

PK U.S.A.,INC.

パネル加工設備

## (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

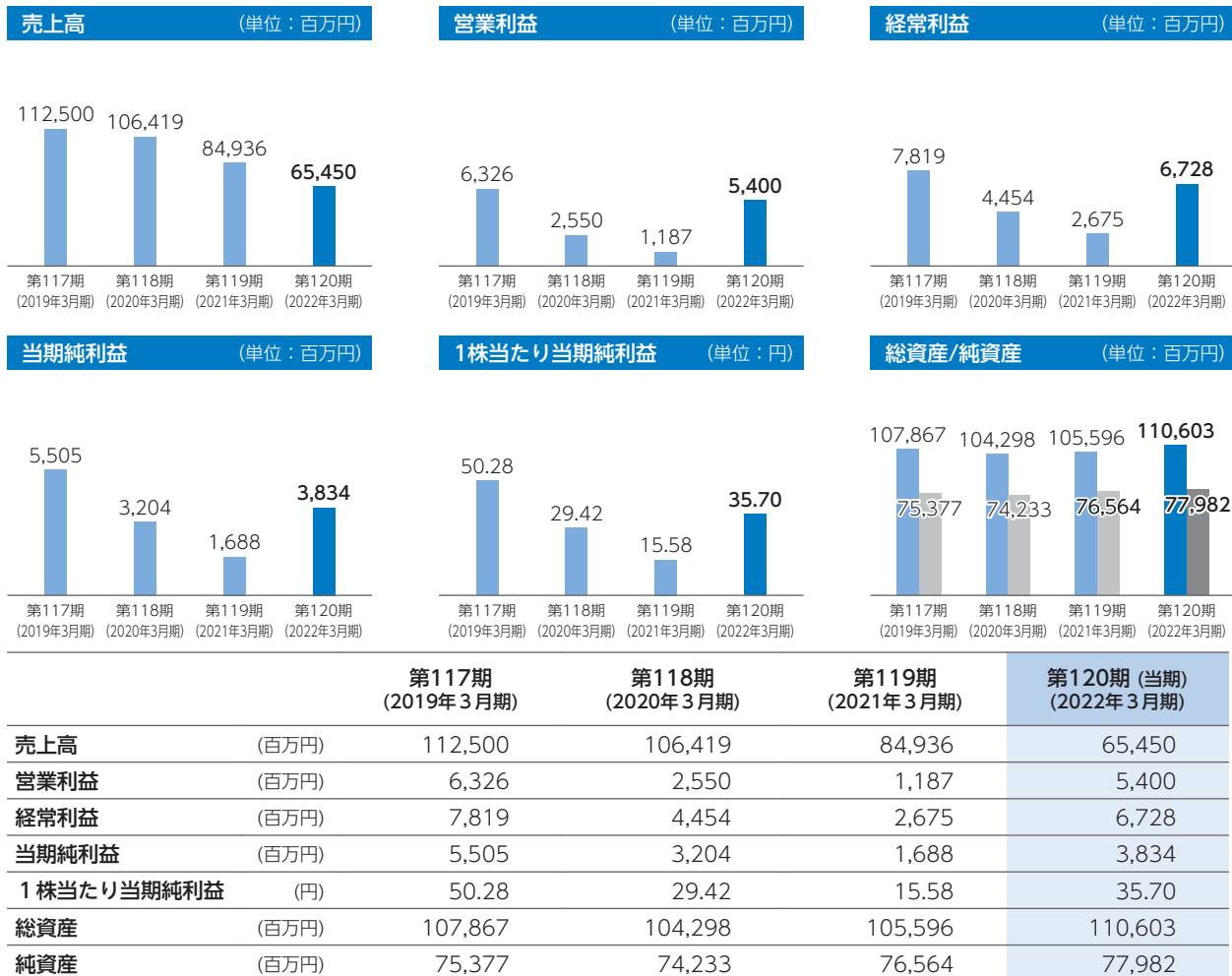
### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移



		第117期 (2019年3月期)	第118期 (2020年3月期)	第119期 (2021年3月期)	第120期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(百万円)	220,661	205,292	153,725	160,060
営業利益	(百万円)	13,800	7,459	4,764	12,424
経常利益	(百万円)	13,661	7,339	5,013	12,673
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	7,567	3,728	1,489	7,107
1株当たり当期純利益	(円)	69.10	34.22	13.74	66.17
総資産	(百万円)	159,073	154,170	152,609	172,617
純資産	(百万円)	94,214	94,624	95,604	103,219

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により計算しております。  
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値になっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移



(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により計算しております。  
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値は、当該会計基準等を適用した後の数値になっております。

## (5) 対処すべき課題

世界需要は堅調に推移しているものの、半導体等の部品供給不足は未だ収束が見えない状況にあります。加えて、欧州情勢悪化による国際的な資源高で製造コストの上昇は避けられない見通しであり、当社グループでは、生産変動への柔軟な対応と運営効率化を図ってまいります。新型コロナウイルス感染症に対しては、今後も感染対策・クラスター対策の徹底を継続し、円滑な企業活動・生産活動を維持してまいります。

また、世界は持続可能な社会の実現に向けての動きが加速しており、特に気候変動問題への取り組みは最優先課題であります。自動車・建設機械業界においても、EV/FCV化の開発・市場投入が進んでおります。

このような事業環境の変化が著しい時代を乗り越え成長していくために、当社グループは「質」重視の経営を掲げ、2019～2023年度中期経営計画を策定し取り組んでおります。

本中期経営計画においては、①強靱な経営体質・経営基盤の構築、②コア商品の商品力向上・競争力強化、③コア商品の商権維持拡大・新規事業を中計課題の柱としており、気候変動問題への対応も着実に進めております。サステナビリティ経営の実践に向け、長期視点での重要課題（マテリアリティ）特定を進め、企業の経済的価値と社会的価値の両立のもと、持続的な成長に向けて取り組んでまいります。

### ①強靱な経営体質・経営基盤の構築

ものづくりの基本である安全・5S・設備保全や技能伝承を狙いとした「ものづくり意識改革活動」は企業文化として定着が進んでおり、日常管理の中で活動を継続してまいります。

生産性向上活動、生産ボリューム変動に対する柔軟な体制づくり、スタッフ部門を含めた全社横断的な業務改善活動、人材と働き方の多様性・活性化や雇用政策の変化に対する制度の見直しなども推進しております。

また、2021年10月1日付でCN推進委員会及びTCFDプロジェクトを発足させました。カーボンニュートラルに向けた具体的なCO<sub>2</sub>削減取り組みについて強化・推進するとともに、気候変動がもたらすリスク及び機会をTCFDの枠組みで分析し、経営戦略への組み込みを図ってまいります。

### ②コア商品の商品力向上・競争力強化

自動車部品では、次世代モデルやEV/FCV化に向けた開発が大きく進む中、当社グループのコア商品においては、軽量化、高強度化、多機能化、塗装性能向上など、商品力向上につながる開発提案に取り組んでおります。

建設機械用キャビンでは、視界性向上などの機能向上や新機能を織り込んだ当社オリジナルキャビンの開発を進めております。

建設機械用キャビン専門工場の尾道工場においては、全体ライン再編や構内物流最適化による競争力の強化に取り組んでおります。

また、実用化に向けた新技術・新工法の研究開発、新材料の活用検討、生産ライン自動化・効率化やIoT/RPA等のIT導入などにより、ものづくりを更に進化させ、専門メーカーとしての競争力を高めてまいります。

### ③コア商品の商権維持拡大・新規事業

世界需要は、インフラ整備等の建設需要や物流増加に支えられて堅調なニーズがあるものの、国内ではドライバー不足、モーダルシフト、人口減少など、将来的な需要縮小要因を抱えていると言われております。更に自動車メーカーの再編やEV/FCV化の加速など、業界全体が大きな変革期に突入しております。

自動車部品事業においては、顧客ニーズを踏まえた提案力を武器にコア商品の価値向上を図り、商権維持拡大に向けて取り組んでおります。

建設機械用キャビンにおいては、小型～大型まで様々なサイズの油圧ショベルに向けて開発提案を行い、中期経営計画拡販目標達成に向け、着実にシェア拡大を図っております。更には油圧ショベル以外の建設機械向けや農機・産機向けなど、拡販活動を推進しております。

また、独自技術の応用展開として新規事業にも積極的に挑戦してまいります。

なお、本中期経営計画における2024年3月期の経営目標値は、営業利益率：7%、ROE：7%、総還元性向：35%以上としております。

株主の皆様におかれましては、引き続き当社グループの経営にご理解をいただき、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金及び出資金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社協和製作所	100百万円	100.00	自動車部品・建設機械用部品の製造
尾道プレス工業株式会社	15 //	83.33	自動車部品・建設機械用部品の製造
飯金工業株式会社	25 //	100.00	自動車部品の製造
株式会社テクモ	20 //	100.00	自動車部品の設計
PKロジスティックス株式会社	32 //	100.00	自動車部品の運送
株式会社ピーケーシー	50 //	100.00	資材の販売
株式会社ピーケーサービス	100 //	100.00	福利厚生サービス
PK U.S.A.,INC.	49千米ドル	100.00	自動車部品の製造
OCEAN STREAM ENTERPRISE,INC.	400 //	100.00	福利厚生サービス
PRESS KOGYO SWEDEN AB	45,000千スウェーデンクローネ	100.00	自動車部品・農業機械用部品の製造
THAI SUMMIT PKK CO.,LTD.	300,000千タイバーツ	50.00	自動車部品の製造
THAI SUMMIT PKK ENGINEERING CO.,LTD.	50,000 //	50.00	金型の製造
THAI SUMMIT PKK BANGPAKONG CO.,LTD.	100,000 //	50.00	自動車部品の製造
THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.	700,000 //	50.00	自動車部品の製造
蘇州普美駕駛室有限公司 (PM CABIN MANUFACTURING CO.,LTD.)	6,000千米ドル	100.00	建設機械用部品の製造
普萊斯冲圧部件(蘇州)有限公司 (PK MANUFACTURING (SUZHOU) CO.,LTD.)	13,100 //	100.00	建設機械用部品の製造
普萊斯工業小型駕駛室(蘇州)有限公司 (PRESS KOGYO MINI CABIN (SUZHOU) CO.,LTD.)	17,000 //	100.00	建設機械用部品の製造
必可喜貿易(蘇州)有限公司 (PKC (SUZHOU) CO.,LTD.)	2,100 //	100.00	資材の販売
PT. PK Manufacturing Indonesia	30,000 //	65.00	自動車部品・建設機械用部品の製造

(注) 1. 当社の議決権比率には、子会社を通じた間接所有分を含んでおります。

2. 蘇州普美駕駛室有限公司 (PM CABIN MANUFACTURING CO.,LTD.) は2021年9月28日開催の取締役会において、解散を決議しており、現在清算手続き中であります。

## (7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業内容	主要製品
自動車関連事業	フレーム、アクスルハウジング、アクスルユニット、パネル、プレス用金型、自動溶接機器、その他の自動車部品等
建設機械関連事業	建設機械用キャビン、その他の建設機械用部品
その他	建築関連部品、立体駐車装置等

## (8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

会社名	主要な営業所及び工場
プレス工業株式会社 (当社)	本社・川崎工場 (神奈川県川崎市川崎区) 横浜事務所 (神奈川県横浜市西区) 宇都宮工場 (栃木県下野市) 埼玉工場 (埼玉県川越市) 藤沢工場 (神奈川県藤沢市) 尾道工場 (広島県尾道市)
株式会社協和製作所	本社・真岡工場 (栃木県真岡市) 小山工場 (栃木県栃木市)
尾道プレス工業株式会社	本社・工場 (広島県尾道市)
鈹金工業株式会社	本社・工場 (神奈川県藤沢市)
株式会社テクモ	本社 (神奈川県藤沢市)
PKロジスティックス株式会社	本社・川崎営業所 (神奈川県川崎市川崎区) 藤沢営業所 (神奈川県藤沢市) 埼玉営業所 (埼玉県川越市) 宇都宮営業所 (栃木県下野市) 栃木営業所 (栃木県真岡市)
株式会社ピーケーシー	本社・営業所 (神奈川県藤沢市) 尾道営業所 (広島県尾道市)
株式会社ピーケーサービス	本社・藤沢事業所 (神奈川県藤沢市) 川崎事業所 (神奈川県川崎市川崎区)
PK U.S.A.,INC.	本社・インディアナ工場 (米国インディアナ州シェルビービル市) テネシー工場 (米国テネシー州ギャラティン市) ミシシッピ工場 (米国ミシシッピ州セナトビア市)

会社名	主要な営業所及び工場
OCEAN STREAM ENTERPRISE,INC.	本社・営業所（米国インディアナ州シェルビービル市）
PRESS KOGYO SWEDEN AB	本社・工場（スウェーデン王国オスカーハム市）
THAI SUMMIT PKK CO.,LTD.	本社・工場（タイ王国チョンブリ県）
THAI SUMMIT PKK ENGINEERING CO.,LTD.	本社・工場（タイ王国チョンブリ県）
THAI SUMMIT PKK BANGPAKONG CO.,LTD.	本社・工場（タイ王国チョンブリ県）
THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.	本社・工場（タイ王国ラヨン県）
蘇州普美駕駛室有限公司	本社・工場（中華人民共和国江蘇省蘇州市）
普莱斯冲压部件（蘇州）有限公司	本社・工場（中華人民共和国江蘇省蘇州市）
普莱斯工業小型駕駛室（蘇州）有限公司	本社・工場（中華人民共和国江蘇省蘇州市）
必可喜貿易（蘇州）有限公司	本社（中華人民共和国江蘇省蘇州市）
PT. PK Manufacturing Indonesia	本社・工場（インドネシア共和国西ジャワ州カラワン県）

## (9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
5,765名	261名減

(注) 使用人数には、季節工、派遣社員は含まれておりません。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,802名	30名減	41.1歳	19.8年

(注) 使用人数には、季節工、派遣社員は含まれておりません。

## (10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

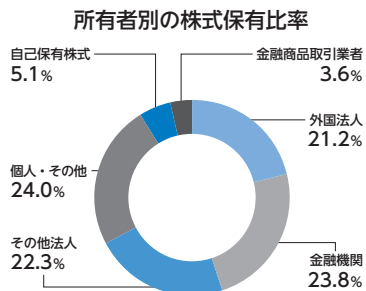
借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	5,424
株式会社みずほ銀行	3,108

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 240,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 111,015,070株
- (3) 株主数 13,842名
- (4) 大株主 (上位10位)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	14,245	13.51
いすゞ自動車株式会社	10,151	9.63
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,525	5.24
日鉄物産株式会社	5,020	4.76
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	3,300	3.13
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	2,879	2.73
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227	2,503	2.37
プレス工業従業員持株会	2,472	2.35
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	2,440	2.32
プレス工業取引先持株会	2,372	2.25

- (注) 1. 上記のほか、当社が保有している自己株式が、5,610,620株あります。  
2. 持株比率は自己株式保有総数を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元の一環として、自己株式の取得及び消却を以下のとおり実施いたしました。

### ① 自己株式の取得（2021年11月5日取締役会決議）

取得対象株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	2,994,700株
取得価額	1,199,964,200円
取得期間	2021年11月8日から2022年1月13日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

### ② 自己株式の消却（2021年11月5日取締役会決議）

消却した株式の種類	普通株式
消却した株式の総数	上記①により取得した自己株式の全数（2,994,700株）
消却後の発行済株式総数	111,015,070株
消却実施日	2022年3月31日

また、当社は、株主還元の一環として自己株式の取得を行うとともに、機動的な資本政策の遂行をはかるため、以下のとおり自己株式取得及び消却の決議を行いました。

### ① 自己株式の取得（2022年5月13日取締役会決議）

取得対象株式の種類	普通株式
取得し得る株式の総数	2,500,000株
株式の取得価額の総額	1,000,000,000円
取得期間（予定）	2022年5月16日から2022年9月15日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

### ② 自己株式の消却（2022年5月13日取締役会決議）

消却する株式の種類	普通株式
消却する株式の総数	上記①により取得した自己株式の全数
消却予定日	2022年9月30日

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	美野哲司	社長執行役員、CEO 監査部担当
代表取締役副社長	村山哲	副社長執行役員、CTO 経営企画部、事業企画部管掌 技術開発本部、生産本部、海外事業所管
取締役	増田のぼる	常務執行役員 生産本部長
取締役	矢原ひろし	常務執行役員 総務部、人事部、労働部所管
取締役	唐木剛一	常務執行役員、CFO 経営企画部、事業企画部所管 経理部担当
取締役	清水ゆうき	常務執行役員 業務本部長
取締役	佐藤昌彦	常務執行役員 技術開発本部長
取締役 (常勤監査等委員)	坂野まさのり	
取締役 (監査等委員)	山根八洲男	
取締役 (監査等委員)	なかがわおさむ	(重要な兼職の状況) 税理士法人NY Accounting Partners 統括代表社員 東光監査法人 代表社員 メディカル・データ・ビジョン株式会社 監査役 株式会社アクセスグループ・ホールディングス 社外監査役 ほけんの窓口グループ株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	ふるさとけんじ	(重要な兼職の状況) 東京富士法律事務所 弁護士 日本大学法科大学院教授
取締役 (監査等委員)	あんどうともこ	(重要な兼職の状況) 関西ペイント株式会社 社外取締役

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2021年6月29日開催の第119回定時株主総会において、新たに唐木剛一、清水勇生及び佐藤昌彦の3氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任され、それぞれ就任いたしました。
  - ②2021年6月29日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）中山隆史、遠藤徳明及び尾浪和彦の3氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 監査等委員である取締役山根八洲男、中川 治、古里健治及び安藤知子の4氏は、社外取締役であります。
  3. 監査等委員である取締役中川 治氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  4. 監査等委員である取締役古里健治氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
  5. 情報収集その他監査の実務性を高め、監査・監督機能を強化するために坂野正典氏を常勤監査等委員として選定しております。坂野正典氏は、金融機関における国内外での長年の経験があり、また、当社資金部長として財務・経理部門を中心に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  6. 当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

なお、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役、当社執行役員、国内・海外関係会社役員（PK U.S.A., INC.を除く。）であり、保険料は全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (役員賞与)	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	376	235	140	10
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	52 (30)	52 (30)	— (—)	5 (4)
合 計 (うち社外取締役)	428 (30)	288 (30)	140 (—)	15 (4)

- (注) 1. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 上記の業績連動報酬 (役員賞与) は、2022年6月29日開催の第120回定時株主総会において役員賞与総額140,400千円の付議を予定しております。
3. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり年間配当金等であり、当該業績指標を選定した理由は、株価を意識した経営を行うとともに、企業価値向上に向けたインセンティブとするためであります。業績連動報酬等の額の算定方法については、指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を踏まえて、役位及び個人ごとの貢献度を勘案のうえ支給の配分を代表取締役社長に一任し決定しております。なお、当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は1 (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況に、当事業年度を含む1株当たり年間配当金の推移は株主総会参考書類第1号議案 剰余金処分の件に記載のとおりであります。

##### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第114回定時株主総会において年額4億円以内 (ただし、使用人分給とは含まない。) と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は8名であります。また、当該年額報酬とは別枠で、役員賞与として2022年6月29日開催の第120回定時株主総会において役員賞与総額140,400千円の付議を予定しております。当該役員賞与の対象取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は7名を予定しております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第114回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は5名 (うち社外取締役3名) であります。

##### ③ 取締役の報酬等に係る決定方針

###### イ. 取締役の報酬等に係る決定方針の決定方法

取締役の報酬等に係る決定方針 (以下「決定方針」という) の決定にあたりましては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を踏まえて2021年2月23日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

###### ロ. 決定方針の内容の概要

<役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項>

当社は、業務執行取締役・非業務執行取締役・監査等委員である取締役の別に次のとおり役員報酬等の方針を定める。

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬等については、事業年度ごとに、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会における審議及び監査等委員会における意見決定を通じて、客観性・透明性の確保をはかるものとする。



#### <業務執行取締役の報酬等>

- 1 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬及び業績連動報酬（役員賞与等）の割合を考慮のうえ、決定する。併せて、現金報酬・自社株報酬の適切な割合についても考慮するものとする。
- 2 個々の業務執行取締役の報酬等の配分については、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会が代表取締役社長に一任し決定する。

#### <非業務執行取締役の報酬等>

- 1 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、非業務執行取締役の報酬等は、経営から独立した立場で助言・監督を行うため、独立性確保の観点から、固定報酬のみとする。
- 2 個々の非業務執行取締役の報酬等の配分については、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会が代表取締役社長に一任し決定する。

#### <監査等委員である取締役の報酬等>

- 1 当社の監査等委員である取締役の報酬等は、監査業務及び業務執行の監督等、その職務の適正性を確保する観点から、固定報酬のみとする。
- 2 個々の監査等委員である取締役の報酬等の配分については、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員の協議により決定する。

#### <固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針>

固定報酬については、役位ごとに定める基本報酬をベースとして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については報酬限度額：年額4億円（2016年6月29日開催の第114回定時株主総会にて決議）、監査等委員である取締役については、報酬限度額：年額60百万円（2016年6月29日開催の第114回定時株主総会にて決議）の範囲内で決定のうえ月額で支給することとする。

#### <業績連動報酬等の算定方法の決定に関する方針及びその個人別の報酬等の決定に関する方針>

事業年度ごとに、業務執行取締役に対する業績連動型報酬として役員賞与の支給を検討し、支給する場合は取締役会にて定時株主総会への付議内容（対象取締役及び役員賞与と総額等）を決定する。

役員賞与については、定時株主総会ごとに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額：年額4億円（2016年6月29日開催の第114回定時株主総会にて決議）とは別枠で決議することとする。

役員賞与総額については、事業年度ごとの業績等を勘案することとするが、役員賞与に係る主な参考指標は親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり年間配当金等とする。また、対象取締役については、役位及び個人ごとの貢献度を勘案のうえ支給することとする。

なお、当社は、中長期的な業績に連動する報酬や自社株報酬を導入していないが、業務執行取締役の全員が役員持株会を通じて自社株を購入することとする。これにより、株主の皆様と利害を共有し、株価を意識した経営を行うとともに、企業価値向上に向けたインセンティブとすることとする。

#### ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役の報酬等に係る決定方針について指名・報酬委員会への諮問を行っており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等の内容が決定されていることから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長美野哲司氏が個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の役員賞与の配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の貢献度の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役の報酬等に係る決定方針について指名・報酬委員会への諮問を行っており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役中川 治氏は、公認会計士・税理士であり、税理士法人NY Accounting Partnersの統括代表社員及び東光監査法人の代表社員であります。当社とこれらの法人との間には、特別な利害関係はありません。

監査等委員である取締役古里健治氏は、東京富士法律事務所の弁護士及び日本大学法科大学院教授であります。当社とこれらの法人との間には、特別な利害関係はありません。

### ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役中川 治氏は、メディカル・データ・ビジョン株式会社の監査役、株式会社アクセスグループ・ホールディングスの社外監査役及びほけんの窓口グループ株式会社の社外監査役を兼務しております。当社とこれらの法人との間には、特別な利害関係はありません。

監査等委員である取締役安藤知子氏は、関西ペイント株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と同社との間には、塗装仕入の取引関係がありますが、当連結会計年度における取引額は当社連結売上高の0.1%未満、同社連結売上高の0.1%未満と僅少であり、また、同社は当社株式を保有しておりますが、その持株比率は当社発行済株式総数の0.1%未満と僅少であります。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会		監査等委員会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査等委員である取締役 山根 八洲男	17回／17回	100%	12回／12回	100%
監査等委員である取締役 中川 治	17回／17回	100%	12回／12回	100%
監査等委員である取締役 古里 健治	17回／17回	100%	12回／12回	100%
監査等委員である取締役 安藤 知子	17回／17回	100%	12回／12回	100%

・取締役会及び監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

監査等委員である取締役山根八洲男氏は、大学教授としての経験と豊富な見識から意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、委員の過半数を社外取締役に構成する指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会の全て（4回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

監査等委員である取締役中川 治氏は、公認会計士・税理士として財務・会計等の専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、委員の過半数を社外取締役に構成する指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会の全て（4回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

監査等委員である取締役古里健治氏は、弁護士として主に法令や定款に係る見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会の全て（４回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

監査等委員である取締役安藤知子氏は、外資系の企業においてブランドマーケティングと戦略人事に関する経験等を積み、グローバル企業における豊富な知識と高い見識から意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会の全て（４回）に出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者の選定や取締役の報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64

- (注) 1. 有限責任 あずさ監査法人は、KPMGメンバーファームであり、当社の海外における一部の重要な連結子会社の会計監査を、KPMGメンバーファームが行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、監査上の主要な検討事項（KAM）に関する適用支援業務及び社内研修業務等への対価を支払っております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該決定に基づき株主総会の目的事項とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合及び会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分その他監督官庁からの処分を受けた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、選定監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、企業グループとして経営の健全性を維持し企業価値を高めていくために、プレス工業グループ『ビジョン』を制定しております。

プレス工業グループビジョン  
「私たちだからできる」と誇れる仕事を通して  
世の中になくはならない存在として  
全てのステークホルダーと共に成長し続けます

業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）の整備については、その実現のために重要な課題であるとの認識のもと、以下のとおり基本方針を定め必要な施策を実施しております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① プレス工業グループ「ビジョン」及び「倫理規定」を、取締役及び使用人に周知徹底する。
- ② 監査部門は、内部統制の整備状況とともに、業務執行の法令及び定款への適合状況を監査し、全取締役で構成する内部統制委員会へ報告する。
- ③ 内部統制委員会は、内部統制の運営状況に関する報告を受けて業務執行の法令及び定款への適合状況を監視する。
- ④ グループ従業員が直接相談・連絡できる「ホットライン制度（内部通報制度）」により、社内での違法行為や倫理違反などを抑止し、不祥事の未然防止をはかる。

### (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 現在導入している執行役員制の充実により、引き続き経営の効率化と業務執行の迅速化をはかる。
- ② 常勤執行役員及び常勤監査等委員で構成する経営会議において重要な業務執行に関する審議を行い、取締役会決議事項については取締役会において審議決定する。
- ③ 中期経営計画を策定して、達成すべき目標を明確にし、経営資源の効率的活用をはかる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 内部統制委員会は、各部門のリスクを把握し、リスクの評価及び対応方法の決定を行う。
- ② 各部門は、規定・基準・ルール等を整備し、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、監査部門は、定期的にリスク管理の状況を監査し、内部統制委員会に報告する。

- ③ 製品品質、安全衛生、環境、防災等に関するリスクは、それぞれ経営会議下部組織である各委員会で管理を行う。

#### **(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

法令・社内規定に基づき、取締役の職務執行に係る、重要な意思決定及び報告に関する文書の保存及び管理を行う。

#### **(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 内部統制委員会の定める整備計画に基づき、当社各部門及び各子会社がそれぞれ内部統制の構築をはかる。当社の監査部門は当社の各部門及び各子会社の定期的監査を実施し、内部統制の状況を内部統制委員会に報告する。
- ② 当社は、「関係会社管理規定」に基づき、当社の子会社管理統括部門が各部門と連携して、当社の子会社を管理する。
- ③ 当社は、子会社の自主性・独立性を尊重しつつ、子会社の重要事項については適宜報告を受け、また、重要案件については適宜協議を行う。
- ④ 各子会社は、それぞれの会社に関するリスクの管理を行い、当社の監査部門は、定期的にリスク管理の状況を監査し、内部統制委員会に報告する。
- ⑤ 子会社の業務については主管部署が管理指導するとともに、各子会社には原則として取締役又は監査役を派遣して業務の適正を確保する。

#### **(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事については、代表取締役と監査等委員会が意見交換を行い決定する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととする。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会が指示した補助業務については、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

#### **(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社グループに重大な損失を与

える事項が発生又は発生する恐れがあるときは、監査等委員会に報告する。具体的な報告事項については、代表取締役と監査等委員会が協議する。

- ② 監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。
- ③ 監査部門は、定期的に監査の結果を常勤監査等委員に報告する。

## **(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をした場合や、外部専門家の助言を受けること等を求めた場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理・負担する。

## **(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 常勤監査等委員は、経営会議などの重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- ② 監査等委員会と監査部門及び会計監査人が連携して、効果的な監査業務の遂行をはかる。

## **(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、業務の適正を確保するための体制に関して、監査部門が、内部統制の整備状況、業務執行の法令及び定款への適合状況、各部門・各関係会社のリスク管理の状況を確認し、内部統制委員会に報告しております。また、この結果判明した問題点は、是正・改善措置を行い、より適切な内部統制システムの構築及び運用に努めております。

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 内部統制委員会を5回開催し、内部統制及びリスク管理に関する年度計画、並びにその進捗状況に関する審議等を行いました。
- ② 「ホットライン制度（内部通報制度）」は、社内外に受付窓口を設置しており、当年度もグループ社内報への定期的な掲載により、従業員への周知を図りました。また、相談・通報内容には「ホットライン規定」に基づき対応いたしました。
- ③ 不正リスクに関するグループ全体の認識や理解を深める目的で、社外講師を招聘した研修会を、2021年12月に本体役員及び関係会社社長に対して、2022年3月に部長に対して、それぞれ開催いたしました。
- ④ 常勤監査等委員は経営会議に出席するとともに、監査等委員会において他の監査等委員と、経営会議の内容に関する情報共有を行いました。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>84,359</b>
現金及び預金	21,569
受取手形	2,821
売掛金	41,430
商品及び製品	1,384
仕掛品	11,228
原材料及び貯蔵品	1,664
未収還付法人税等	31
その他	4,240
貸倒引当金	△12
<b>固定資産</b>	<b>88,258</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>74,359</b>
建物及び構築物	12,011
機械装置及び運搬具	15,815
工具、器具及び備品	4,811
土地	32,263
建設仮勘定	9,457
<b>無形固定資産</b>	<b>588</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,311</b>
投資有価証券	6,977
繰延税金資産	1,294
退職給付に係る資産	3,745
その他	1,373
貸倒引当金	△79
<b>資産合計</b>	<b>172,617</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>54,736</b>
支払手形及び買掛金	24,820
電子記録債務	4,138
短期借入金	11,865
リース債務	33
未払法人税等	2,184
契約負債	18
賞与引当金	3,285
役員賞与引当金	163
その他	8,226
<b>固定負債</b>	<b>14,661</b>
長期借入金	1,804
リース債務	237
繰延税金負債	2,075
再評価に係る繰延税金負債	7,601
退職給付に係る負債	2,147
環境対策引当金	171
資産除去債務	405
その他	218
<b>負債合計</b>	<b>69,398</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>72,530</b>
資本金	8,070
資本剰余金	2,074
利益剰余金	64,224
自己株式	△1,838
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>22,263</b>
その他有価証券評価差額金	2,192
土地再評価差額金	17,255
為替換算調整勘定	1,760
退職給付に係る調整累計額	1,055
<b>非支配株主持分</b>	<b>8,425</b>
<b>純資産合計</b>	<b>103,219</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>172,617</b>

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	160,060
売上原価	134,267
売上総利益	25,793
販売費及び一般管理費	13,369
営業利益	12,424
営業外収益	457
受取利息	25
受取配当金	211
固定資産賃貸料	65
為替差益	106
助成金収入	2
その他	46
営業外費用	208
支払利息	158
コミットメントフィー	28
その他	21
経常利益	12,673
特別利益	60
固定資産売却益	18
投資有価証券売却益	41
特別損失	986
固定資産売却損	0
固定資産除却損	300
減損損失	137
子会社清算損	546
税金等調整前当期純利益	11,747
法人税、住民税及び事業税	3,109
法人税等調整額	△783
当期純利益	9,421
非支配株主に帰属する当期純利益	2,314
親会社株主に帰属する当期純利益	7,107

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>46,510</b>
現金及び預金	16,682
受取手形	2,517
売掛金	20,814
仕掛品	3,184
原材料及び貯蔵品	745
前払費用	105
その他	2,460
<b>固定資産</b>	<b>64,093</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>42,220</b>
建物	4,567
構築物	426
機械及び装置	5,536
車両運搬具	64
工具、器具及び備品	1,055
土地	29,126
建設仮勘定	1,443
<b>無形固定資産</b>	<b>398</b>
ソフトウェア	392
その他	5
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,474</b>
投資有価証券	6,675
関係会社株式	7,917
関係会社出資金	3,129
関係会社長期貸付金	1,133
前払年金費用	2,224
その他	469
貸倒引当金	△76
<b>資産合計</b>	<b>110,603</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>23,579</b>
支払手形	1
買掛金	10,540
電子記録債務	4,096
リース債務	7
未払金	170
未払費用	1,247
未払法人税等	1,500
契約負債	624
預り金	2,770
賞与引当金	1,683
役員賞与引当金	140
その他	796
<b>固定負債</b>	<b>9,041</b>
リース債務	31
繰延税金負債	379
再評価に係る繰延税金負債	7,601
退職給付引当金	520
環境対策引当金	171
資産除去債務	333
その他	3
<b>負債合計</b>	<b>32,620</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>58,580</b>
資本金	8,070
資本剰余金	2,074
資本準備金	2,074
<b>利益剰余金</b>	<b>50,274</b>
利益準備金	25
その他利益剰余金	50,249
固定資産圧縮積立金	20
別途積立金	11,000
繰越利益剰余金	39,229
<b>自己株式</b>	<b>△1,838</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>19,401</b>
その他有価証券評価差額金	2,145
土地再評価差額金	17,255
<b>純資産合計</b>	<b>77,982</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>110,603</b>

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	65,450
売上原価	53,406
売上総利益	12,044
販売費及び一般管理費	6,643
営業利益	5,400
営業外収益	1,386
受取利息	13
受取配当金	1,052
固定資産賃貸料	90
為替差益	212
その他	18
営業外費用	58
支払利息	15
コミットメントフィー	28
その他	14
経常利益	6,728
特別利益	41
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	41
特別損失	1,441
固定資産売却損	0
固定資産除却損	112
関係会社出資金評価損	1,190
減損損失	137
税引前当期純利益	5,328
法人税、住民税及び事業税	1,960
法人税等調整額	△467
当期純利益	3,834

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

プレス工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 開内啓行

公認会計士 岩瀬弘典

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、プレス工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プレス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

プレス工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	開内啓行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩瀬弘典

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プレス工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。
- (2) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

プレス工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	坂野正典	Ⓔ
監査等委員	山根八洲男	Ⓔ
監査等委員	中川治	Ⓔ
監査等委員	古里健治	Ⓔ
監査等委員	安藤知子	Ⓔ

(注) 監査等委員山根 八洲男、中川 治、古里 健治及び安藤 知子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.



メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing practice.

# 株主総会会場ご案内図



## アクセス

### ●電車・バスご利用

- ・京浜急行大師線大師橋駅下車 徒歩約13分
- ・JR川崎駅又は京浜急行京急川崎駅下車  
JR川崎駅東口バス乗り場 川103系統 浮島バスターミナル行き・川104系統 市営埠頭行き・川105系統 東扇島循環（「特急」以外）・川107系統 かわさきファズ物流センター経由東扇島西公園前行きいずれかに乗車、所要約18分「四谷上町」または「四谷下町」にて下車、徒歩約3分

(お願い)

駐車場には限りがございますので、誠に恐縮ですが、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



# 第120回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

2022年6月7日

プレス工業株式会社

## 連結株主資本等変動計算書

( 2021年 4 月 1 日から  
2022年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	8,070	2,074	59,941	△1,619	68,466
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,842		△1,842
親会社株主に帰属する当期純利益			7,107		7,107
自己株式の取得				△1,200	△1,200
自己株式の消却		△0	△981	981	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△0	4,283	△218	4,064
当連結会計年度末残高	8,070	2,074	64,224	△1,838	72,530

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 主 分 株 持	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 値 差 額	土 地 再 評 価 金	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 金 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	1,561	17,255	629	1,031	20,477	6,660	95,604
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△1,842
親会社株主に帰属する当期純利益							7,107
自己株式の取得							△1,200
自己株式の消却							△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	631	-	1,131	24	1,786	1,764	3,551
当連結会計年度変動額合計	631	-	1,131	24	1,786	1,764	7,615
当連結会計年度末残高	2,192	17,255	1,760	1,055	22,263	8,425	103,219

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数

19社

- ・主要な連結子会社の名称

株式会社協和製作所

尾道プレス工業株式会社

PK U.S.A.,INC.

THAI SUMMIT PPK CO.,LTD.

THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.

蘇州普美駕駛室有限公司

普莱斯冲压部件（蘇州）有限公司

普莱斯工業小型駕駛室（蘇州）有限公司

PT.PK Manufacturing Indonesia

蘇州普美駕駛室有限公司については2021年9月28日付で解散し清算手続中であります。

#### ②非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数

7社

- ・主要な非連結子会社の名称

株式会社PKテクノ宇都宮

株式会社PKテクノ川崎

株式会社PKテクノ埼玉

株式会社PKテクノ藤沢

株式会社PKテクノ尾道

株式会社PKエンジニアリング

OCEAN STREAM (THAILAND) CO.,LTD.

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ①持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社の数及び名称

該当ありません。

②持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社の数及び名称  
7社  
株式会社PKテクノ宇都宮  
株式会社PKテクノ川崎  
株式会社PKテクノ埼玉  
株式会社PKテクノ藤沢  
株式会社PKテクノ尾道  
株式会社PKエンジニアリング  
OCEAN STREAM (THAILAND) CO.,LTD.

・持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PK U.S.A.,INC.、OCEAN STREAM ENTERPRISE,INC.、THAI SUMMIT PKK CO.,LTD.、THAI SUMMIT PKK ENGINEERING CO.,LTD.、THAI SUMMIT PKK BANGPAKONG CO.,LTD.、THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.、蘇州普美駕駛室有限公司、普萊斯冲圧部件（蘇州）有限公司、普萊斯工業小型駕駛室（蘇州）有限公司、必可喜貿易（蘇州）有限公司、PRESS KOGYO SWEDEN AB、及びPT.PK Manufacturing Indonesiaの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに当社の工具については定額法によっております。また、在外連結子会社は、主として定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額（在外連結子会社は除く）については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）としております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

二. 環境対策引当金

当社及び連結子会社で保管しているP C B廃棄物の処理費用の支出に備えるため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が公表している処理単価に基づいて算出した処理費用見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。当該会計基準の適用が連結計算書類に与える影響は以下のとおりであります。

- (1) 得意先から原材料等を支給され、加工を行ったうえで当該得意先に販売する有償受給取引において、従来は原材料等の支給価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、当連結会計年度より原材料等の支給価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。これにより、当連結会計年度の「売上高」と「売上原価」がそれぞれ35,153百万円減少しております。なお、売上総利益、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び期首の純資産に与える影響はありません。
- (2) 有償受給取引において、得意先から支給された原材料等の期末残高について、従来は流動資産の「商品及び製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」としてそれぞれ表示しておりましたが、当連結会計年度末より流動資産の「その他」に表示しております。これにより、当連結会計年度末の流動資産の「その他」が1,716百万円増加し、「商品及び製品」が8百万円、「仕掛品」が1,479百万円、「原材料及び貯蔵品」が229百万円それぞれ減少しております。
- (3) 前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」として表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」として表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。また、「8. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

#### 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,294百万円

(2) 見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しております。回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動し、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は回収懸念額の見直しを行い繰延税金資産の修正を行うため、当期純損益額が変動する可能性があります。

### 4. 追加情報

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が2023年3月期も一定期間続くとの仮定のもと会計上の見積りを検討しておりますが、得意先の状況等について見通すことが困難な部分があり、当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づいて、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の影響は不確実性が伴うため、実際の結果は見積りと異なり、翌連結会計年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。



## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	86百万円
土地	177百万円
計	263百万円

上記の物件は、短期借入金99百万円及び長期借入金97百万円の担保に供しております。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

147,197百万円

### (3) 圧縮記帳額

有形固定資産に係る国庫補助金及び保険差益による圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

建物	5百万円
機械装置及び運搬具	644百万円
工具、器具及び備品	0百万円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### 子会社清算損

蘇州普美駕駛室有限公司を解散したことに伴い発生した損失を計上しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	114,009千株	一千株	2,994千株	111,015千株

(注)普通株式の発行済株式の株式数の減少は、自己株式の消却による減少2,994千株であります。

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,609千株	2,995千株	2,994千株	5,610千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加2,994千株及び単元未満株式の買取りによる増加1千株によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却による減少2,994千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

(i) 2021年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	813百万円
(ロ)	1株当たりの配当額	7円50銭
(ハ)	基準日	2021年3月31日
(ニ)	効力発生日	2021年6月30日

(ii) 2021年11月5日の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	1,029百万円
(ロ)	1株当たりの配当額	9円50銭
(ハ)	基準日	2021年9月30日
(ニ)	効力発生日	2021年12月2日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	1,106百万円
(ロ)	配当原資	利益剰余金
(ハ)	1株当たりの配当額	10円50銭
(ニ)	基準日	2022年3月31日
(ホ)	効力発生日	2022年6月30日

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約の利用が妥当なものについてはヘッジしております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、主に4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の支払期日は、決算日後最長で26年超27年内であります。このうち一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計は金利スワップ取引について適用（特例処理）しておりますが、当連結会計年度においては、ヘッジ会計を適用するデリバティブ取引はありません。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権の為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約取引を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、金融機関とのコミットメントライン契約や手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額110百万円）は、「投資有価証券」には含まれておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」及び「短期リース債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1)投資有価証券			
株式	6,866	6,866	—
会員権	1	2	1
(2)長期借入金	(1,804)	(1,804)	△0
(3)長期リース債務	(237)	(199)	△37

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 株式	6,866	—	—	6,866

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
会員権	－	2	－	2
長期借入金	－	(1,804)	－	(1,804)
長期リース債務	－	(199)	－	(199)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で当社が保有している会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金及び長期リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額            | 899円34銭 |
| (2) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 | 66円17銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び自己株式の消却)

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元の一環として自己株式取得を行うとともに、機動的な資本政策の遂行をはかるため同取得及び消却を行うものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| ① 取得対象株式の種類  | 当社普通株式                   |
| ② 取得し得る株式の総数 | 2,500,000株 (上限)          |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 1,000,000,000円 (上限)      |
| ④ 取得期間       | 2022年5月16日から2022年9月15日まで |
| ⑤ 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付          |

(3) 消却に係る事項の内容

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| ①消却する株式の種類 | 当社普通株式              |
| ②消却する株式の総数 | 上記(2)により取得した自己株式の全数 |
| ③消却予定日     | 2022年9月30日          |

## 11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な地理的区分に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	自動車 関連事業	建設機械 関連事業	計		
売上高					
日本	40,103	27,052	67,156	2,847	70,004
アジア	60,255	4,682	64,938	—	64,938
北米	18,438	330	18,768	—	18,768
その他	6,148	201	6,349	—	6,349
顧客との契約から生じる収益	124,946	32,266	157,212	2,847	160,060
外部顧客への売上高	124,946	32,266	157,212	2,847	160,060

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、立体駐車装置事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、自動車メーカー及び建設機械メーカー等を主な得意先としており、自動車関連事業・建設機械関連事業を行っております。

当社及び連結子会社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

有償受給取引については、加工代相当額のみを純額で収益を認識しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため記載を省略しております。また過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。契約負債は、主に顧客からの前受金に関するものであり、収益を認識する際に充当され残高が減少いたします。

## 12. その他の注記

(1) 金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

土地の再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 △12,096百万円

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社及び連結子会社（株式会社協和製作所、PK U.S.A.,INC.、THAI SUMMIT PKK CO.,LTD.、THAI SUMMIT PKK BANGPAKONG CO.,LTD.、THAI SUMMIT PKK ENGINEERING CO.,LTD.、THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.、PRESS KOGYO SWEDEN AB）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行10行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 18,823百万円

借入実行残高 4,235百万円

差引額 14,588百万円

# 株主資本等変動計算書

( 2021年 4 月 1 日から )  
( 2022年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					自己株式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
						固 定 資 産 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	8,070	2,074	0	2,074	25	21	11,000	38,217	49,263	△1,619	57,789	
当 期 変 動 額												
固定資産圧縮積立金の取崩し						△1		1	-		-	
剰 余 金 の 配 当								△1,842	△1,842		△1,842	
当 期 純 利 益								3,834	3,834		3,834	
自 己 株 式 の 取 得										△1,200	△1,200	
自 己 株 式 の 消 却			△0	△0				△981	△981	981	-	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△0	△0	-	△1	-	1,012	1,010	△218	791	
当 期 末 残 高	8,070	2,074	-	2,074	25	20	11,000	39,229	50,274	△1,838	58,580	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,519	17,255	18,775	76,564
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩し				-
剰 余 金 の 配 当				△1,842
当 期 純 利 益				3,834
自 己 株 式 の 取 得				△1,200
自 己 株 式 の 消 却				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	626	-	626	626
当 期 変 動 額 合 計	626	-	626	1,418
当 期 末 残 高	2,145	17,255	19,401	77,982

(注)金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

##### イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、仕掛品、貯蔵品は、いずれも総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに工具については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）としております。

#### ③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法を採用しております。

### (3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

##### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

ただし、当事業年度末においては、年金資産が退職給付債務の見込額から未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を控除した金額を超えているため、投資その他の資産の「前払年金費用」として計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による按分額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による按分額を、それぞれ発生の日より費用処理することとしております。

##### ⑤ 環境対策引当金

当社で保管しているPCB廃棄物の処理費用の支出に備えるため、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が公表している処理単価に基づいて算出した処理費用見込額を計上しております。

#### (5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

#### (6) 収益及び費用の計上基準

当社では、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。当該会計基準の適用が計算書類に与える影響は以下のとおりであります。

- (1) 得意先から原材料等を支給され、加工を行ったうえで当該得意先に販売する有償受給取引において、従来は原材料等の支給価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、当事業年度より原材料等の支給価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。これにより、当事業年度の「売上高」と「売上原価」がそれぞれ32,564百万円減少しております。なお、売上総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び期首の純資産に与える影響はありません。
- (2) 有償受給取引において、得意先から支給された原材料等の期末残高について、従来は流動資産の「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」としてそれぞれ表示しておりましたが、当事業年度末より流動資産の「その他」に表示しております。これにより、当事業年度末の流動資産の「その他」が1,422百万円増加し、「仕掛品」が1,293百万円、「原材料及び貯蔵品」が128百万円それぞれ減少しております。
- (3) 前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,388百万円(個別注記表 8. 税効果会計に関する注記)

(2) 見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社は、繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しております。

回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動し、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は回収懸念額の見直しを行い繰延税金資産の修正を行うため、当期純損益額が変動する可能性があります。

### 4. 追加情報

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が2023年3月期も一定期間続くとの仮定のもと会計上の見積りを検討しておりますが、得意先の状況等について見通すことが困難な部分があり、当事業年度末時点で入手可能な情報に基づいて、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の影響は不確実性が伴うため、実際の結果は見積りと異なり、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	78,964百万円
(2) 偶発債務	
債務保証	
下記の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	
PK U.S.A.,INC.	5,504百万円
PT.PK Manufacturing Indonesia	351百万円
PRESS KOGYO SWEDEN AB	32百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。	
①短期金銭債権	3,731百万円
②長期金銭債権	1,140百万円
③短期金銭債務	4,353百万円
(4) 圧縮記帳額	
有形固定資産に係る国庫補助金及び保険差益による圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。	
建物	2百万円
機械及び装置	644百万円
工具、器具及び備品	0百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
①売上高	8,083百万円
②仕入高	13,295百万円
③営業取引以外の取引高	906百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	5,610,620株

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	514百万円
外国税額（繰越控除限度超過額）	331百万円
子会社株式評価損	298百万円
退職給付引当金	159百万円
資産除去債務	102百万円
未払労務費	80百万円
その他有価証券評価差額金	95百万円
環境対策引当金	52百万円
減価償却超過額	71百万円
未払事業税	105百万円
関係会社出資金評価損	363百万円
その他	92百万円
繰延税金資産小計	2,267百万円
評価性引当額	△878百万円
繰延税金資産合計	1,388百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,075百万円
前払年金費用	△680百万円
固定資産圧縮積立金	△8百万円
資産除去債務	△3百万円
繰延税金負債合計	△1,767百万円
繰延税金負債の純額	△379百万円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	PK U.S.A.,INC.	(千米ドル) 49	自動車 関連事業	直接 100.00 (0.00)	当社が技術援助 当社製品の販売 従業員の兼任	債務保証	5,504	-	-
子会社	PT.PK Manufacturing Indonesia	(千米ドル) 30,000	自動車 関連事業 建設機械 関連事業	直接 65.00 (0.00)	資金の援助 当社が技術援助 当社製品の販売	-	-	流動資産 その他 (関係会社 短期貸付金) 関係会社 長期貸付金	377 1,133
子会社	THAI SUMMIT PK CORPORATION LTD.	(千バーツ) 700,000	自動車 関連事業	直接 50.00 (0.00)	当社が技術援助 当社が営業援助 従業員の兼任	技術援助 営業用具 の売上	4,252	売掛金	1,351

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定しております。

2. 債務保証については、保証料の支払及び担保提供は受けておりません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	739円84銭
(2) 1株当たり当期純利益	35円70銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び自己株式の消却)

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

## 12. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するため基礎となる情報は、連結注記表「11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

## 13. その他の注記

(1) 金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

土地の再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 △12,096百万円

(3) 貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末に係る借入未実行残高等は下記のとおりであります。

貸出コミットメントの総額 11,500百万円

借入実行残高 ー百万円

差引額 11,500百万円